

マイナンバー対策セミナー  
「データ管理の達人」操作研修会

2017年10月



# INDEX

はじめに

1. 機能追加
2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討
  - (1) マイナンバーの現状把握
  - (2) 運用方法を検討する上でのポイント
  - (3) 想定されるケース
  - (4) 法制度上でのマイナンバーの確認行為について
  - (5) マイナンバーの確認等をいつ、どのように行うのか
3. 新サービス「達人Cube クラウドデスクトップ」のご紹介
4. その他
  - (1) 達人Cubeオプション「U S Bメモリ保護」
  - (2) 達人Cubeオプション「個人情報ファイル検索」

マイナンバー法が施行されて約2年が経ち、これからはマイナンバーの運用が重要な課題となります。

そこで、今回、「データ管理の達人」や「申告書作成ソフト」で登録・保管をしているマイナンバーについて、2年目以降の運用・管理方法に関する研修会を実施することになりました。

データ管理の達人を利用してどのように行っていけばいいのか、この研修会でご理解いただければ幸いです。

※2017年9月26日現在の情報をもとに作成しています。

# 1.機能追加

# 1. 機能追加

## (1) 事業者データベース

### ① エクスポート機能の拡張

事業者データベースに登録された個人の事業者データを「個人番号収集データベース」へエクスポートする機能を追加し、事業者情報のエクスポート画面に「個人番号収集データベース」を追加しました。

### ② 事業者データベースの新規作成・削除機能の追加

事業者データベース画面に「新規作成」及び「削除」ボタンを追加し、データベースの新規作成及び削除ができるよう機能を追加しました。

これにより、利用開始時にあらかじめ作成されている「DATABASE(規定)」以外に、複数のデータベースを作成できるようになりました。

またこの機能の追加により、データベース間での事業者データの複写及び移動を可能にしました。

# 1. 機能追加

## (2) 個人番号収集データベース

### ①収集方法の追加

収集データの「収集方法」に「未設定（利用開始時に選択する）」を追加しました。  
データ作成時、特定の収集方法を設定せず「利用目的・期間」を設定することができます。

### ②複写機能の追加

個人番号収集データベース画面に「複写」ボタンを追加し、[利用期目的・期間]を複写して新たなデータベースを作成できるようにしました。(※収集対象者は複写されません)

### ③個人番号収集シートの追加

収集対象者画面に「個人番号収集シート」を印刷できる機能を追加しました。  
顧問先の収集対象者から書面で個人番号を収集する際用の用紙として利用ができます。

### ④収集対象者情報（個人番号）のインポート

「収集対象者情報」のインポートに、他の収集データから個人番号をインポートできる機能を追加しました。

# 1. 機能追加

## (3) 共通事項

### ・データの復元機能の追加

「事業者データベース」及び「個人番号収集データベース」画面に「データの復元」ボタンを追加しました。

誤ってデータを削除してしまった場合などに、達人Cubeセンター上に保存された事業者データベース及び個人番号収集データベースのバックアップファイル（※）を利用して、データを復元することができます。

※「データの復元」で復元できるデータは、前日に保存されたバックアップファイルのデータのみとなります。

各機能追加の詳細につきましては、達人Cubeの情報コミュニティ内、達人シリーズの各種マニュアルにある「データ管理の達人（Ver:1.4.0.0）変更内容について」、「データ管理の達人（Ver:1.5.0.0）変更内容について」をご確認ください。

# 1. 機能追加

## (4) 12月対応内容（予定）

### ① 顧問先コードの一括変換機能の追加

業務アプリケーションのデータ管理画面において、顧問先コードを一括変更できる機能を追加します。

### ② セキュリティ権限状況の確認機能の追加

既存の業務データベースの機能と同様に、事業者データベース、個人番号収集データベースのセキュリティ権限状況を確認できる機能を追加します。

### ③ 電子申告の達人で保持している利用者識別番号取込機能の追加

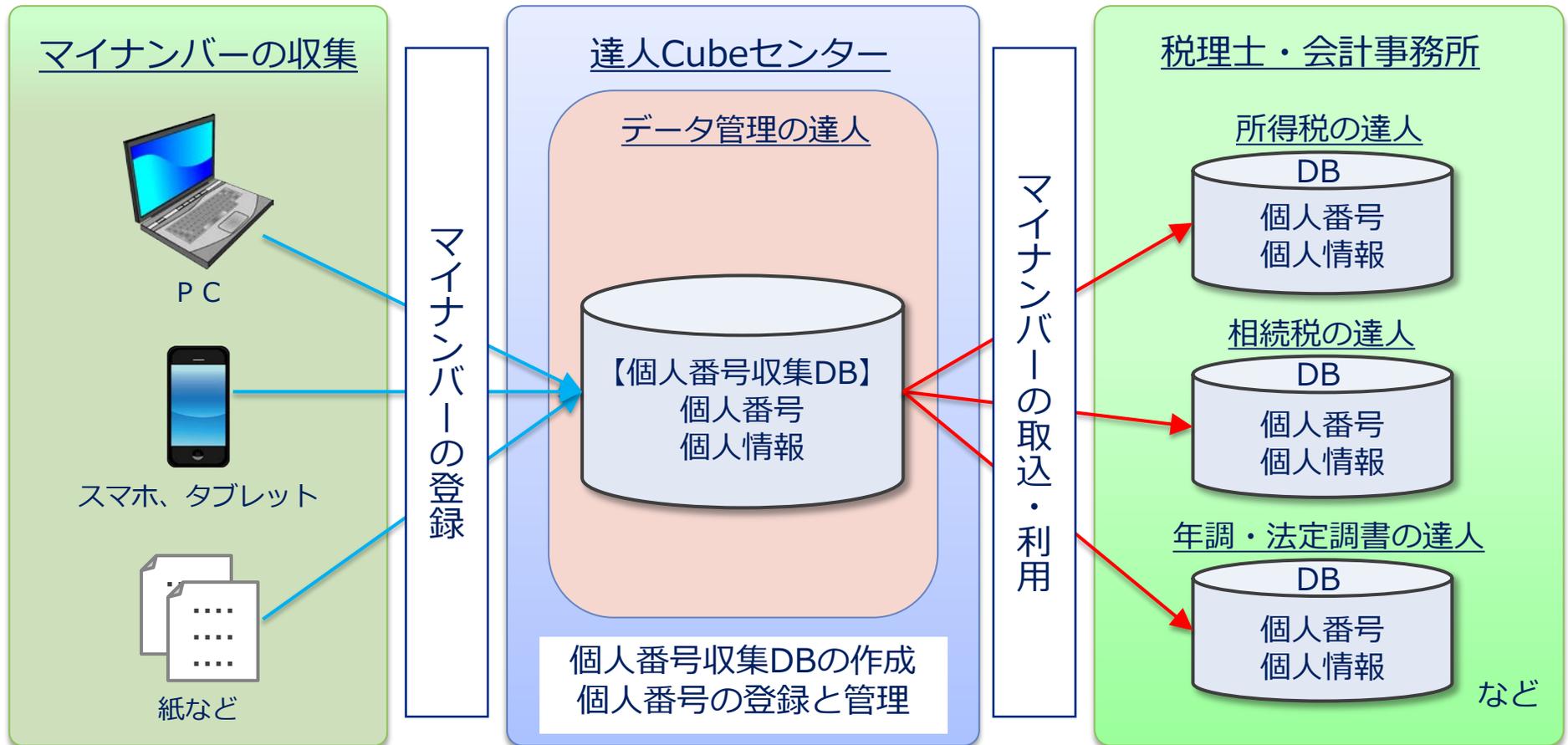
「電子申告の達人」で保持している利用者識別番号を事業者情報の登録画面の利用者識別番号に取り込める機能を追加します。



## 2.2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

- 達人シリーズを利用したマイナンバーの収集から利用の流れ



## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### ●何故、データ管理の達人（個人番号収集DB）にマイナンバーを集約するのか？

#### 【利便性】

収集方法が複数用意されているため、顧問先の状況に合わせてマイナンバーを収集することができます。

集約したマイナンバーを複数の申告書作成システムで利用できるほか、収集データは複写やデータ間の移動が自由にできるため、効率よく利用できます。

#### 【安全性】

データ管理の達人（個人番号収集DB）はセキュアで堅牢な達人Cubeセンターで保管されており、データのバックアップを毎日行っています。また、保管されるデータは強度な暗号化を施しているため、利用者でない限りは決して復号化できません。

#### 【BCP対策】

万が一、事務所内にある達人のデータが災害等で消滅してしまった場合でも、マイナンバーのデータは達人Cubeセンターに保管されているため、いつでも復旧することが可能です。

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (1) マイナンバーの現状把握

◇マイナンバーがどのように登録されているのかを確認しましょう。

#### ①個人番号収集DBにすべてのマイナンバーが登録されている

- ✓ 個人番号収集DBで登録したマイナンバーを「申告書作成ソフト」で利用

#### ②個人番号収集DBに一部のマイナンバーのみ登録されている

- ✓ 「申告書作成ソフト」と個人番号収集DBにマイナンバーが散在して登録されている

#### ③個人番号収集DBにマイナンバーが登録されていない

- ✓ すべてのマイナンバーが「申告書作成ソフト」だけに登録されている

#### ④これからマイナンバーを収集する

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (2) 運用方法を検討する上でのポイント

2年目以降のマイナンバーの運用方法を検討するにあたって、以下のポイントを考慮する必要があります。

#### 【運用方法を検討する上での3つのポイント】

- ▶ 収集したマイナンバーの変更の有無をどのように確認するのか
- ▶ 新たなマイナンバー情報をどのように収集するのか
- ▶ 不要になった従業員等のマイナンバーをどのように削除するのか

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (3) 想定されるケース

#### 【ケース1】 会計事務所が「追加・削除」をおこなう場合

##### ① 変更等の確認及び追加・削除の具体例

###### <年末調整>

- i. 会計事務所から顧問先に従業員分マイナンバーの確認を依頼  
※確認通知書類の提供、追加・変更記入用シートの提供 など
- ii. 追加・変更情報を紙などで回収（顧問先経由で会計事務所が回収）
- iii. 回収したマイナンバーを会計事務所が入力

###### <所得税等>

- i. 会計事務所から顧問先にマイナンバーの変更・追加の有無を確認
- ii. 紙（通知カード等のコピー）でマイナンバーを収集
- iii. 収集したマイナンバーを会計事務所が入力

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (3) 想定されるケース

#### 【ケース1】 会計事務所が「追加・削除」をおこなう場合

##### ②個人番号収集データベースの変更

既に作成されている個人番号収集データベースを継続利用するため、

「収集期間」「利用期間」を変更する。（または確認のみ）

※ 収集方法を「手入力」で作成している場合はもちろん、「Miniアプリ」「Miniタブレットアプリ」で作成している場合でも、会計事務所側からは情報を直接入力できるため、収集期間と利用期間を変更（延伸）するだけで継続して利用することができます。

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (3) 想定されるケース

#### 【ケース2】 顧問先が「追加・削除」をおこなう場合

##### ①変更等の確認及び追加・削除の具体例

###### <年末調整>

- i. 会計事務所から顧問先に従業員分マイナンバーの確認を依頼  
※確認通知書類の提供、追加・変更記入用シートの提供 など
- ii. 追加・変更情報を紙などで回収（顧問先で回収）
- iii. 回収したマイナンバーを顧問先が入力

###### <所得税等>

- i. 顧問先にマイナンバー変更等の確認を依頼するとともに、入力用環境を提供  
※Miniアプリ or Miniタブレットアプリ
- ii. 顧問先が入力

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (3) 想定されるケース

#### 【ケース2】 顧問先が「追加・削除」をおこなう場合

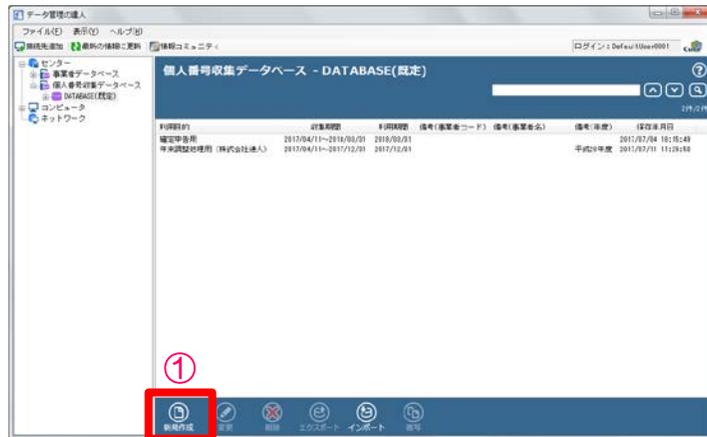
##### ②個人番号収集データベースの変更

- ・ 初回収集時と同じ収集方法の場合・・・  
既に作成されている個人番号収集データベースを継続利用するため、  
「収集期間」「利用期間」を変更する。（または確認のみ）
- ・ 初回収集時と違う収集方法（今回から顧問先が作業）の場合・・・  
新たな個人番号収集データベースを作成し、既存のデータベースから  
マイナンバーを含む個人情報を複写  
※既存DBから新規DBへエクスポート処理

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

補足：マイナンバー収集方法の変更手順（手入力 ⇒ Miniアプリ）

### ◇新規収集データの作成



※事前に顧問先の「Miniアカウント」を作成しておいてください。

①個人番号収集データベース画面から「新規作成」をクリック

収集データの新規登録

利用目的、方法、期間を設定してください。  
なお、収集方法につきましては、登録後変更ができませんので、ご注意ください。

利用目的(概要) 事業調整 (OO株式会社)

利用目的(説明)

利用目的(参照URL)

② 収集方法

- 未設定(利用開始時に設定する)
- 特に指定しない(手入力で登録する)
- 収集対象者(従業員、納税者等)が登録する(収集対象者は「Miniタブレットアプリ」を使用する)
- 委託元が収集する(委託元は「Miniアプリ」を使用する)
- 委託元が収集する(委託元は「データ管理の達人」を使用する)

収集期間 2017年 9月24日 ~ 2020年 9月24日

利用期間 2020年 9月24日 まで

通知メールアドレス

利用期間が終了すると、データは自動的に消去されます。  
利用期間終了(消去)を希望する場合は、事前に通知メールアドレスにお知らせ通知がきます。  
通知が不要な場合は、以下にチェックを入れてください。

通知メールは不要

備考(事業者コード) 参照

備考(事業者名)

備考(年度) 平成 年度

備考(メモ)

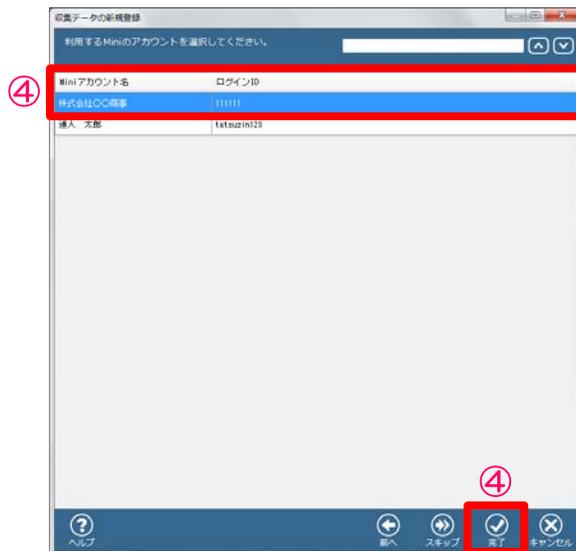
③ 次へ

②必要項目を入力し、収集方法は「委託元が収集する(委託元は「Miniアプリ」を使用する)」を選択

③「次へ」をクリック

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

補足：マイナンバー収集方法の変更手順（手入力 ⇒ Miniアプリ）



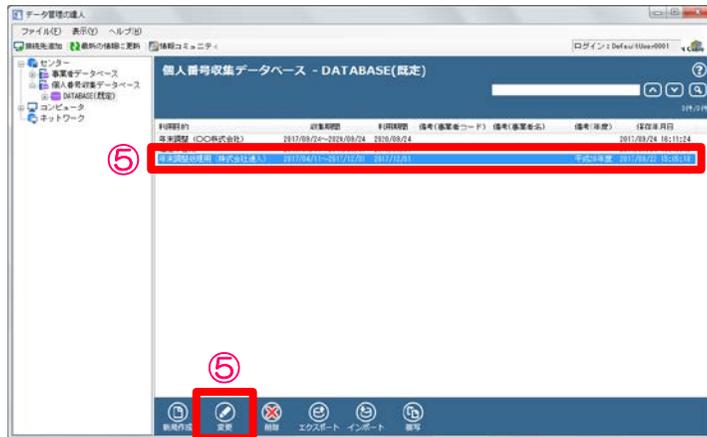
④顧問先のMiniアカウント名を選択し、「完了」をクリック

これで、新規収集データが作成されます。

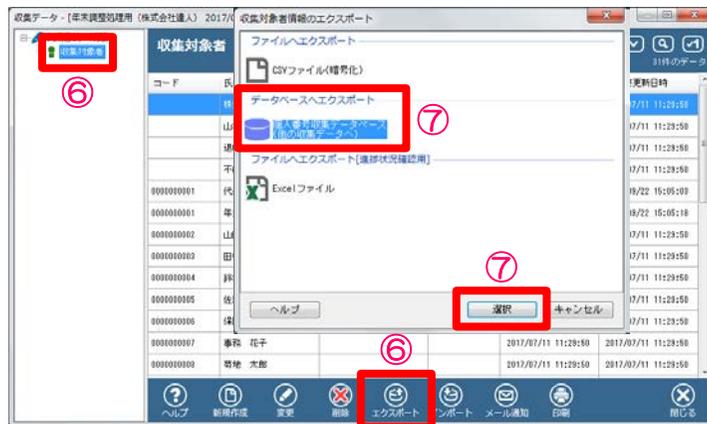
## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

補足：マイナンバー収集方法の変更手順（手入力 ⇒ Miniアプリ）

◇既存収集データから新規収集データへの複写



⑤個人番号収集データベース画面から複写したい収集データ（複写元）を選択し、「変更」をクリック



⑥収集データ画面から「収集対象者」を選択し、「エクスポート」をクリック

⑦「個人番号収集データベース（他の収集データへ）」を選択し、「選択」をクリック

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

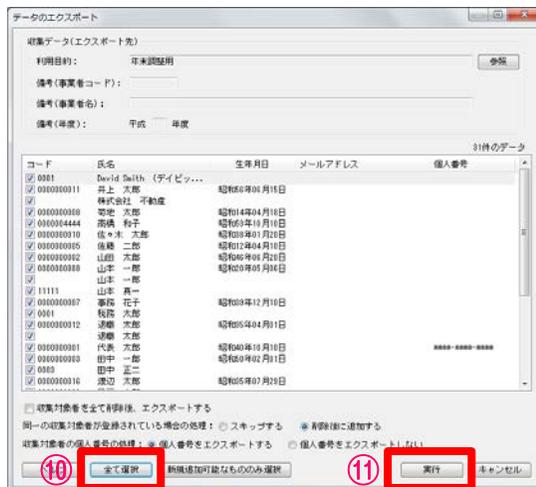
### 補足：マイナンバー収集方法の変更手順（手入力 ⇒ Miniアプリ）

#### ◇既存収集データから新規収集データへの複写



⑧データのエキスポート画面の「参照」をクリック

⑨複写したい収集データ（複写先）を選択し、「OK」をクリック



⑩「全て選択」をクリック

⑪「実行」をクリック

これで、新しい収集データに既存の収集データが複写されます。

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (4) 法制度上でのマイナンバーの確認行為について

#### ・ 法定調書（継続的な取引に関する法定調書）

原則、当初提供を受けたものを継続して利用することが可能  
変更の確認は一定の期間ごとに行うことが望ましい

#### ・ 年末調整（扶養控除等申告書）

前年と変更がない場合でも、原則、記載を省略することはできませんが、一定の要件を満たすことで省略が可能です。

一定の要件とは、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバーについては給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等のマイナンバーを確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等のマイナンバーを記載しなくても差し支えありません。

※国税庁HP 社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ（平成29年9月7日現在）より

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (4) 法制度上でのマイナンバーの確認行為について

#### ・所得税等

個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第19条に基づいて、データ内容の正確性の確保に努めることが求められています。したがって、個人番号が変更されたときは、本人から事業者に申告するよう周知しておくとともに、一定の期間ごとに個人番号の変更がないか確認することが考えられます。

※ 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び  
「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ & Aより

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (5) マイナンバーの確認等をいつ、どのように行うのか

各業務で発生する確認等の作業について

#### <年末調整>

- ・ 確認：従業員及び配偶者、扶養者の情報確認（配偶者、扶養者の追加を含む）
- ・ 追加：従業員の追加
- ・ 削除：退職者の削除
- ・ 追加：新規顧問契約した顧問先の追加（従業員情報を含む）

#### <所得税等>

- ・ 確認：納税者及び配偶者、扶養者の情報確認（配偶者、扶養者の追加を含む）
- ・ 追加：新規顧問契約した納税者の追加
- ・ 削除：顧問契約を解約した納税者の削除

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (5) マイナンバーの確認等をいつ、どのように行うのか

#### ① 「確認」の時期

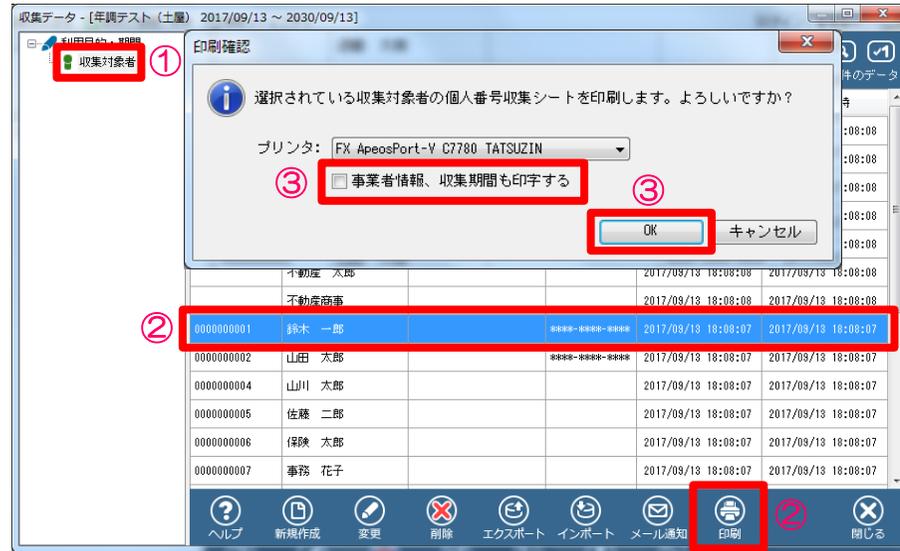
- 年末調整：年末調整の資料を収集するタイミング
- 所得税等：所得税等の資料を収集するタイミング

#### ② 「確認」の方法

- 年末調整：
  - ・顧問先に「変更等の確認を依頼する書面」と変更内容を回収するための「変更記載用シート」を提供（扶養控除等申告書への記載を省略するため）
  - ・顧問先に「変更等の確認を依頼する書面」と変更点入力用環境（システム）を提供
- 所得税等：
  - ・顧問先に「変更等の確認を依頼する書面」と変更内容を回収するための「変更記載用シート」を提供（本人分の変更については通知カード等のコピーを収集）
  - ・顧問先に「変更等の確認を依頼する書面」と変更点入力用環境（システム）を提供

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### 補足：個人番号収集シートの印刷方法



### 印刷イメージ

東京都港区〇〇〇3-4-4  
鈴木 一郎 様 ◎ メールアドレス:

1. 本人情報

個人番号	フリガナ 氏名	性別	生年月日
1	鈴木 一郎	男性	昭和32年01月30日

2. 配偶者情報

個人番号	フリガナ 氏名	性別	生年月日
1	鈴木 三穂	女性	昭和54年05月25日

3. 扶養親族等情報

個人番号	フリガナ 氏名	性別	生年月日	続柄
1	鈴木 一		平成10年05月13日	長男
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※個人番号収集データベースの画面から印刷したい収集データを選択し、「変更」をクリックします。

①個人番号収集データの「収集対象者」を選択  
※対象者は複数選択が可能です。

②印刷したい対象者を選択し、「印刷」をクリック

③「事業者情報、収集期間も印字する」のチェックを外し、「OK」をクリック

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### 補足：メールによる確認、変更情報提供依頼

個人番号収集データベースにメールアドレスが登録されている場合、ソフトウェア上から複数の収集対象者に対してまとめてメールで通知を行うことができます。

収集データ - [所得税用 2016/10/13 ~ 2016/12/31]

利用目的・期間  
収集対象者  
アクセス権設定

収集対象者  
2件のデータが選択されました

コード	氏名	メールアドレス	個人番号	登録年月日	最終更新日時
1000000001	達人 太郎	tatsuzintaro@XXX.co.jp	****-****-****	2016/10/25 14:43:32	2016/10/25 14:49:05
1000000002	×× 浩二	batubatu@XXX.co.jp	****-****-****	2016/10/25 14:43:32	2017/09/28 00:13:35
1000000003	○○ 太郎			2016/10/25 14:43:32	2016/10/25 14:43:32

①

メール通知

宛て先: tatsuzintaro@XXX.co.jp; batubatu@XXX.co.jp

編集

件名: MN収集 - ○○会計事務所よりお知らせ

区分:

マイナンバーの変更がありましたらお知らせください!

③

署名(依頼者情報):

事務所 : 達人会計事務所  
氏名 : 税務 太郎  
問合せ先 : zeimutaro@zkaikai.com

④

送信 キャンセル

②

メール通知

①個人番号収集データの「収集対象者」を選択  
※収集対象者は複数選択が可能です。

②「メール通知」をクリック

③本文を記載します。

④「送信」をクリック

※メールアドレスが有効であることを事前に確認してください。

※Miniタブレットアプリを利用していた場合は、収集時のアカウントを利用して、番号確認を依頼することができます。

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (5) マイナンバーの確認等をいつ、どのように行うのか

#### ③ 「追加」の時期

- 年末調整：事前に収集  
※少なくとも「追加」の有無及び人数を事前に確認
- 所得税等：事前に収集

#### ④ 「追加」の方法

- 年末調整：昨年収集した際と同様の方法
- 所得税等：昨年収集した際と同様の方法

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### (5) マイナンバーの確認等をいつ、どのように行うのか

#### ⑤ 「削除」の時期

- 年末調整：事前に削除
- 所得税等：事前に削除

※「申告書作成ソフト」には個人番号が残りますが、申告書類の保存期間（7年）をもってソフトウェアの提供が停止され、事実上、番号が利用できなくなります。

#### ⑥ 「削除」の方法

- 年末調整：個人番号収集データベースから選択して削除
- 所得税等：個人番号収集データベースから選択して削除

## 2. 2年目に向けたマイナンバー運用方法の検討

### ・従業員が大幅に増減する場合の運用例

アルバイトが多く人員の変動が多い場合、個人番号収集DB上で退職者を一人ずつ削除することが困難になります。この場合、以下のような方法で在職者だけの個人番号収集DBを作成することができます。

#### 【データ管理の達人】

① マイナンバーを収集

H28年分



※利用期間を1年程度に設定  
→自動的に削除

⑤ 新DB作成

H29年分



- ・新DBは退職者が除かれた状態
- ・既存社員は個人番号付番済み

② 個人番号取込

#### 【年調・法定調書の達人】



③ 年調処理

④ 翌期繰越



退職者のマイナンバーは  
繰越対象外

⑥ マイナンバーを含む  
在職者情報の取込

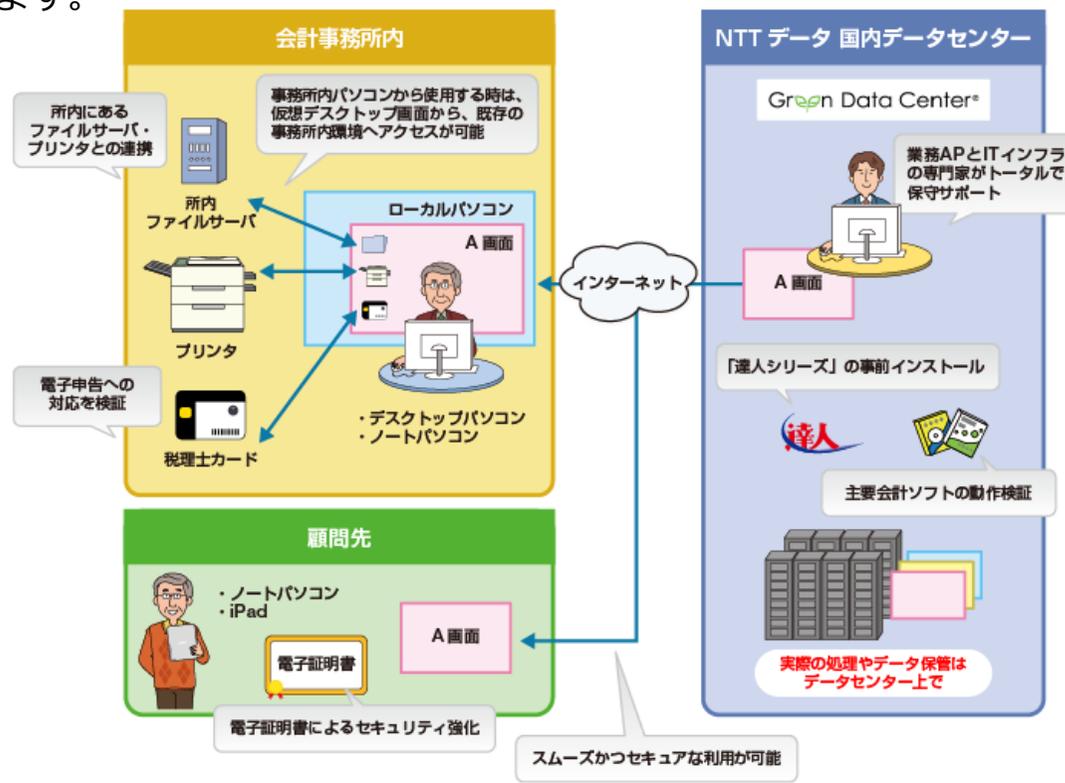
### 3.新サービス「達人Cube クラウドデスクトップ」のご紹介

# 「達人Cube」クラウドデスクトップとは？

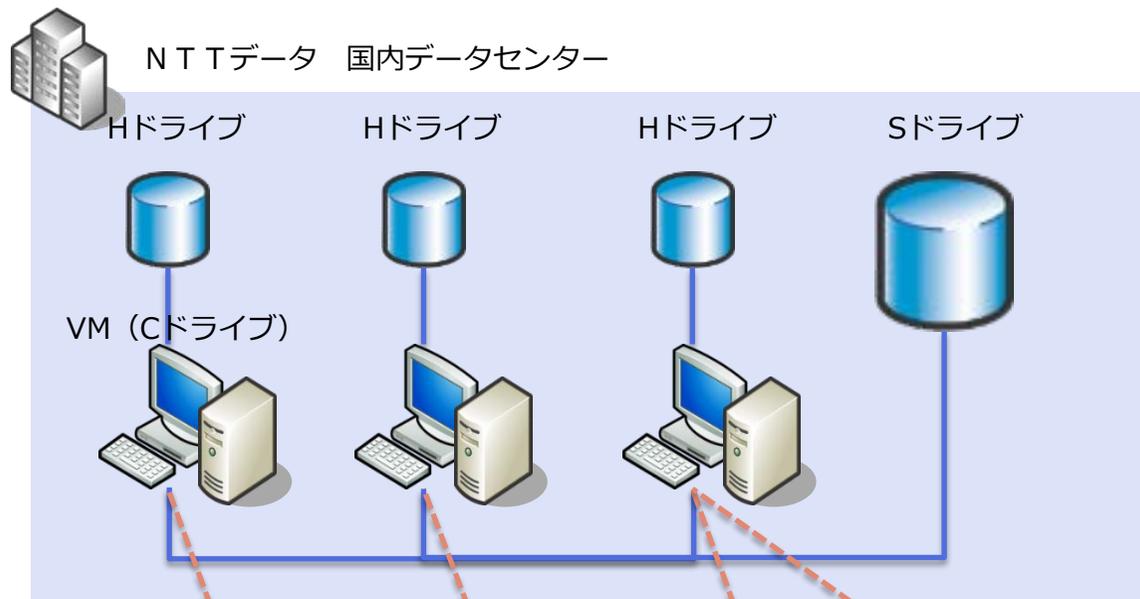
「達人Cube」クラウドデスクトップとは、税理士事務所の業務をセキュアかつ便利に推進するために開発されたデスクトップサービスです。

NTTデータのデータセンターで運用される仮想コンピュータ（VM；Virtual Machine）に対し、事務所内はもちろん、外出先からもアクセス可能で、いつものデスクトップ環境で業務を行う事が出来ます。

達人シリーズだけでなく主要会計ソフトや電子証明書についても動作確認済みのため、**税理士事務所の業務環境をまるごとクラウド化**できます。



# サービスイメージ



- ① 複数のVMにより**仮想ネットワーク**を構成し、運用する事ができます。
- ② Hドライブとは、**自分のVMのみからアクセス可能**な個人ファイル領域です。
- ③ Sドライブとは、**全VMからアクセス可能**な共有ファイル領域です。
- ④ VMには、事務所内はもちろん**外出先からでもアクセス可能**です。  
※ユーザ認証と画面データの暗号化でVMを保護
- ⑤ 接続側のデバイスは、**Windowsパソコン**（シンクライアント含む）と**iPad**に対応



お客様事務所事務所



外出先/ご自宅等

# サービスラインナップ

## ①VM本体

【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ) 容量	標準販売価格
ライト	2vCPU	2GB	50GB	10,000円
スタンダード	4vCPU	4GB	100GB	12,500円
プロフェッショナル	6vCPU	6GB	150GB	15,000円

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

## ②VM単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
個人ファイル領域(Hドライブ)	20GB ※上限2TB	1,400円
MS office Standard2013	—	1,200円

## ③事務所単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB ※上限2TB	3,600円
共有ファイル領域 アクセスライセンス	VM数 ※共有ファイル領域をご契約頂く場合、全VM台 数分必要	300円

※Hドライブ、Sドライブの容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

## 仕様

OS	Windows Server 2012 R2 Standard (64bit)
搭載アプリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 達人シリーズ、達人Cube (お客様のご契約状況に合わせてインストール)</li> <li>✓ SQL Server 2012 Express Edition Service Pack 3</li> <li>✓ 第四世代税理士電子証明書管理ツール</li> <li>✓ Internet Explorer11</li> <li>✓ ウィルスバスターコーポレートエディション</li> <li>✓ MS-Officeスタンダード2013 (オプション) (Word、Excel、PowerPoint等)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ バックアップ (日次、30世代)</li> <li>✓ 個人ファイル領域 (Hドライブ)</li> <li>✓ 共有ファイル領域(Sドライブ)</li> <li>※VM本体 (Cドライブ) はバックアップされません。 重要なデータはHドライブかSドライブにバックアップしてください。</li> <li>■ 利用開始後のソフトウェアアップデート</li> <li>✓ Windows Update ; 自動実行</li> <li>✓ 各種業務ソフト等 ; ユーザ側で実施</li> </ul>

## ①業務をまるごとクラウド化でき、システム管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズや第四世代電子証明書を事前にインストール
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ 全ての処理はクラウド側で実行されるため、事務所内PCは低スペックでOK

## ②万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

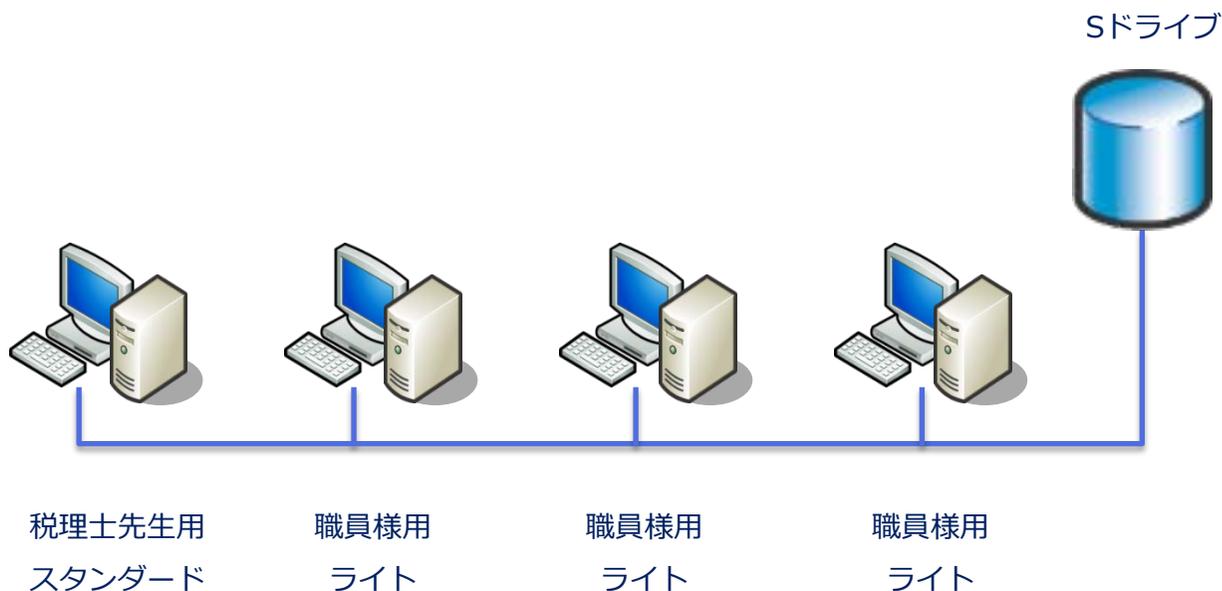
- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

## ③総クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 用途に合わせた3グレード（SSD採用により、ライトでもサクサク作業）
- ✓ ローカルPCからのデータ移行も、エクスプローラーでラクラク

## ①税理士先生 1名+職員様 3名 にご利用いただくケース

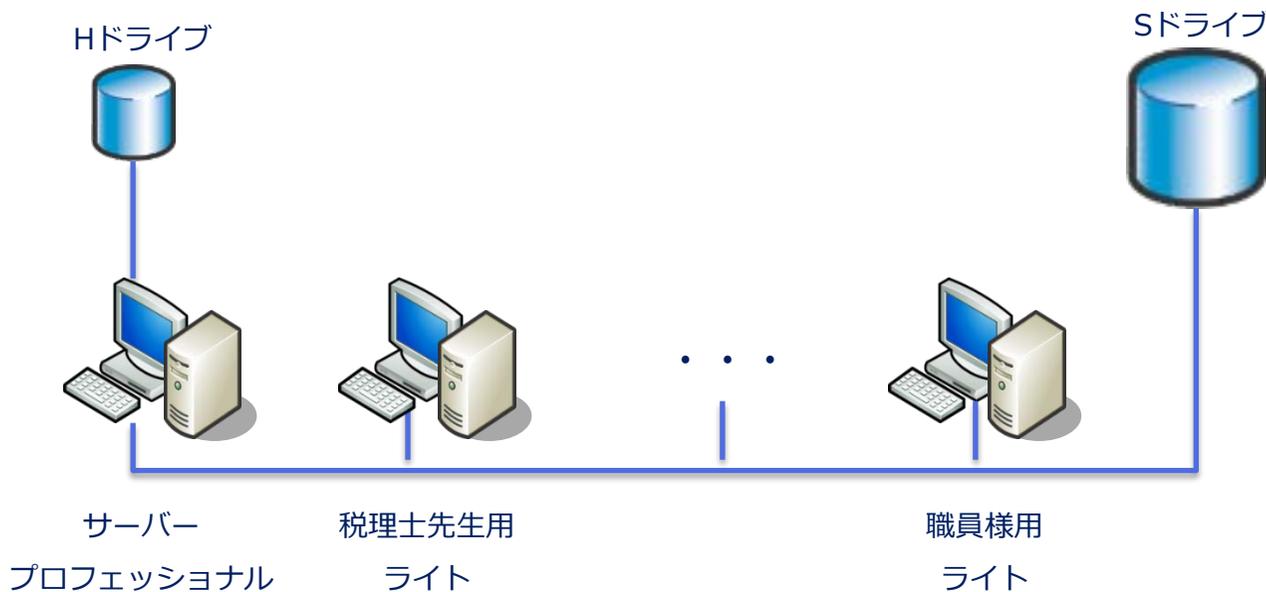
- ✓ 税理士先生用のVMで達人シリーズのDBを一元管理するため、スペックをスタンダードとする。
- ✓ 職員様のVMには業務データやファイルを保存しないので、スペックをライトとする。
- ✓ 共用ファイルや達人シリーズのDBのバックアップを保管するため、共有ファイル領域(Sドライブ)を200GB利用する。  
※達人シリーズのバックアップに全てのユーザーがアクセス可能なため、注意が必要。
- ✓ 全てのVMでMS Officeを利用する。



ラインナップ	契約数	利用料
VM	スタンダード1台	12,500円
VM	ライト3台	30,000円
Sドライブ	200GB	14,400円
アクセスライセンス	4VM分	1,200円
MS office	4VM分	4,800円
<b>合計月額利用料</b>		<b>62,900円</b>

## ②税理士先生 1 名+職員様8名 にご利用いただくケース

- ✓ VMの1台をサーバーとして、スペックをプロフェッショナルとする。  
※このVMは、日常業務においては誰もログインして利用せず、定期的にシステム管理者がメンテナンスを行う運用とする。
- ✓ サーバーVMでは、達人シリーズのバックアップを保存するために、Hドライブを20GB利用する。  
※システム管理者のみがバックアップデータにアクセス可能となる。
- ✓ 税理士先生、および職員様のVMには業務データやファイルを保存しないため、スペックをライトとする。
- ✓ 共用ファイルを保管するため、共有ファイル領域(Sドライブ)を400GB利用する。
- ✓ 税理士先生、および職員様のVMでMS Officeを利用する。(サーバーではOfficeを利用しない)



ラインナップ	契約数	利用料
VM	プロフェッショナル1台	15,000円
Hドライブ	20GB	1,400円
VM	ライト9台	90,000円
Sドライブ	400GB	28,800円
アクセスライセンス	10VM	3,000円
MS office	9VM分	10,800円
<b>合計月額利用料</b>		<b>149,000円</b>

## 4. その他

## 4. その他

### (1) 達人Cubeオプション「USBメモリ保護」

「USBメモリ保護」は、お手持ちのUSBメモリを高度に暗号化することにより、その中に保存するファイルに第三者がアクセスすることを不可能にします。そのため、万が一ファイルの移送中にUSBメモリの盗難、紛失等が発生した場合にも、重要な個人情報を保護して被害を最小限に抑えることができるため、安心してUSBメモリをお使いいただけます。

利用料：1,500円（月額）

※定額料金の範囲内で、USBメモリを何本でも使用可能です。

#### ◆市販のセキュリティUSBメモリとはここが違います！

POINT 1：使用するUSBメモリの数は無制限

「USBメモリ保護」ではお手持ちの通常のUSBメモリをセキュリティUSBにフォーマット（保護領域化）しますが、その数に制限はありません。そのため、顧問先様の単位やクライアントワークに携わる従業員様の単位でUSBメモリを使い分ける場合でも、定額料金の範囲内でいくつでもご利用いただけます。

POINT 2：高度なセキュリティ対策

通常のUSBメモリとしてのファイル保管機能はもちろん、「データ管理の達人」のデータやCSVファイルなどから個人番号収集対象者リストを生成し、顧問先で簡単に情報を登録できる個人番号収集機能を具備しています。顧問先で収集した個人情報はワンタッチで「データ管理の達人」に反映できるため、再入力の手間もかかりません。

#### 【システムイメージ図】



## 4. その他

### (2) 達人Cubeオプション「個人情報ファイル検索」

情報の漏えい対策は、コンピュータ内の「どこに」「どんな」情報があるのかを把握するところから始まります。「個人情報ファイル検索」は、事務所内のパソコンに保存されたファイルを検索し、人名や住所、電話番号、メールアドレスはもちろん、マイナンバーを含むファイルの所在まで特定・一覧化することにより、重要な情報の漏えいを防止します。

利用料：950円（月額）

※インストールするパソコンの台数は無制限です。

#### ◆市販の個人情報検出ソフトとはここが違います！

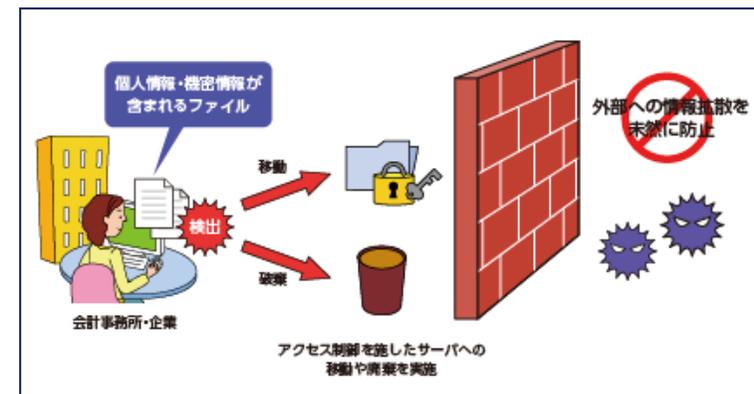
##### POINT 1：設定不要のシンプルな操作

監査条件などの初期設定が不要であるため、導入後すぐに監査を実行できます。実行画面も非常にシンプルで、操作に戸惑うことはありません。

##### POINT 2：低コストでセキュリティ対策を実現

定額料金の範囲内で何台でも利用できるため、従業員の多い事務所でも安心してご利用いただけます。重要な情報を取り扱うすべての従業員に対して定期的な監査の機会を与えられるため、セキュリティ意識の向上にも役立ちます。

#### 【システムイメージ図】





# NTT DATA

Global IT Innovator